

観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、クルーズ等訪日旅客の受入促進に資する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指すとともに、海洋周辺地域の魅力向上を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、クルーズ等訪日旅客の受入促進事業（以下「補助事業」という。）は、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーション、港湾周辺等における受入環境整備を行う事業をいう。

（事業計画の策定）

第4条 補助事業の実施に当たっては、訪日旅客を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 クルーズ等訪日観光の現状（訪日旅客数等を含む。）と課題
- 二 クルーズ等訪日観光の見込み
- 三 実施しようとする事業
- 四 前号の事業の達成状況を測るための指標及び当該指標の目標

3 大臣は、提出された事業計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言するものとする。

- 一 事業計画が政府全体の港湾・観光施策と整合していること
- 二 実施しようとする事業が合理的であること

4 第1項の事業計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（補助対象事業等）

第5条 大臣は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

（補助金の額）

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による交付申請書に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、あらかじめ様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 個別事業間の補助対象経費の配分について変更する場合
- 二 補助対象事業の内容を変更する場合

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

- 一 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- 二 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 三 各配分額の10%以内の流用増減

3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第4による交付決定軽微変更届出書を速やかに大臣に届け出なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下をするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第6による交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第7による補助対象事業中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第8-1による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8-2による補助対象事業年度終了実績報告書に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還命令)

第15条 大臣は、第12条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣は、必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による概算払請求書又は様式第11による支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第12による消費税等の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理し、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の管理)

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第21条第3項に規定するものについて、様式第13による取得財産管理台帳を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の処分の制限)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第15による財産処分収入金報告書を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。

3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(事業評価の実施)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、第13条の規定による補助対象事業完了実績報告書に添付しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めのないものについては、「港湾関係補助金等交付規則」（昭和36年6月28日運輸省令第36号）及び「港湾関係補助金等交付規則実施要領」（昭和43年5月8日港管第814号）を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、令和6年 月 日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者 ・ 地方公共団体 ・ 民間事業者（登録DMO及び候補DMOを含む） ・ クルーズ振興のための地域の協議会等※ 	<p>① クルーズ船の受入体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ船のさらなる大型化及び新たな寄港地開拓に対応するための船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認に必要な経費のうち調査費、協議会運営費 <p>例：船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認、小規模港湾等における安全性確認</p>	1/2 以内
	<p>② クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地場製品の消費喚起や訪日外国人が楽しめる船内コンテンツスキーム構築に必要な経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費 <p>例：船内レストランでの地元食材提供のスキーム構築、岸壁等における地元製品の販売のスキーム構築、訪日外国人が楽しめる船内コンテンツの充実に向けたニーズ調査・商品開発・実証実験等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上質な寄港地観光及び海上観光の造成に必要な経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費、設備整備費、システム整備費 <p>例：上質な寄港地観光プログラムの造成、海上観光ツアーの実証</p>	
	<p>③ クルーズ船寄港プロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日クルーズプロモーションに要する経費のうち企画運営費、プロモーション費、協議会運営費、コンテンツ制作費 <p>例：国際展示会の開催・出展、商談会の開催、デジタル媒体による情報発信</p>	

(注)

1. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。
4. ※の「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
 - 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）
 - 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者

様式第 1

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
交付申請書

令和 年度観光振興事業費補助金交付要綱（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）第 7 条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業名 _____
2. 観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）の着手及び完了予定日
交付決定日～令和 年 月 日
3. 補助金申請額 _____ 円

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象経費	補助金申請額
1			
2			
3			
4			
5			
合 計			

4. 別紙関係書類

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった交付申請については、令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	} (内訳別紙)
補助金の額	金	円	

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱に定めるところに従わなければならない。

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助金対象事業の内容を下記のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）第9条第3項の規定に基づき届出します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（変更前と変更後を示すこと）
4. 変更した年月日
令和 年 月 日

様式第 5

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

様式第5 別紙

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
交付決定事業（変更後）

補助対象事業名 _____

(単位:円)

個別事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

(注：下線部が変更部分)

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第11条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由
2. その他参考となる事項

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記の理由につき、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）第12条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業の内容
2. 補助事業の中止（廃止）理由
3. 補助事業の中止（廃止）時期
4. その他参考となる事項

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了実績表

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
補助対象事業完了実績表

補助対象事業名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C ×補助 率)	計 上 額 ② (F = (C - D) × 補 助率)	補助金額 (B、 E, Fの いずれか 少ない 額)
	合 計							

(補助対象事業者の添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類 (添付できない場合は、後日提出すること。)
- (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業年度終了実績表

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
補助対象事業年度終了実績表

補助対象事業名 _____

(単位：円)

番号	個別事業名	補助対象 経費 (A)	交付決定 額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額 ① (E = C ×補助 率)	計 上 額 ② (F = (C - D) × 補 助率)	補助金額 (B、 E, Fの いずれか 少ない 額)
	合 計							

(補助対象事業者の添付書類)

(1) 参考となる書類

様式第9

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった事業については、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第14条第1項の規定により、別表のとおり確定したので、通知します。

様式第9 別表

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
確定補助金額

補助対象事業名 _____

(単位:円)

個別事業名	補助対象経費	補助金額
合計		

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定（変更）通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 その他 (その他:)	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

(注)

- 上記5.以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- 上記6.は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
- 上記7.は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- 上記8.の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

担 当 者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 -)
	フリガナ	
	氏名	
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 支店 そ の 他 (その他:)	
6. 預金種別	普通預金	当座預金
7. 口座番号		

(注)

- 上記 4. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- 上記 5. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
- 上記 6. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- 上記 7. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

担 当 者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
消費税等の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象
経費の消費税について、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第17
条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（国土交通大臣が確定通知書により通知した額）

円

2. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額－2. 補
助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額）

円

5. 事業者種別

消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけ、補助事業年度における対象期間を記載して下さ
い。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

様式第13

観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）

取得財産管理台帳（令和 年度）

取得者の氏名・名称	財産名	規格	数量	単価 (単位：円)	金額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第21条第3項に規定する処分制限以上の財産とする。

2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
財産処分承認申請書

観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）第21条第2項の規定により申請します。

記

1. 個別事業の名称

2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産等

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）
財産処分収入金報告書

令和 年 月 日付け第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、観光振興事業費補助金（クルーズ等訪日旅客の受入促進事業）交付要綱第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 個別事業の名称
2. 補助金の確定通知額及びその年月日
3. 補助対象経費の合計額
4. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
5. 収入金又は収益金の合計額
(内訳)
6. 納付すべき金額及びその年月日
7. 納付すべき金額の算出基礎